

県有財産売却公告

県有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札により売り払う物件

次の物件を入札に付し、売り払う。

物件の名称 : 回転翼航空機 防災ヘリコプター「きしゅう」

航空機型式 : ベル式412EP型

登録記号 : JA6760

物件詳細 : 仕様書のとおり

予定価格 : 90,134,000円(税込)

入札保証金 : 4,506,700円(税込)

備考 予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低売払い価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の各号のいずれにも該当しない者であること

(1)自治法令第167条の4第1項の規定に該当すると認められる方

(2)自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている方

(3)自己又は自社の役員等（法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に出資している方（個人である方に限る））又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他経営に実質的に関与している方が、次の各号のいずれかに該当する方又は将来にわたって該当しないことを確約できない方

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる方

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる方

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる方

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる方

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる方

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる方

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

参加の申込み手続きは、所定の申込書へ必要書類を添付し、和歌山県危機管理局災害対策課へ書留郵便または持参にて申し込むものとする。参加申込受付は令和5年7月4日（火）から令和5年7月20日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時とし、令和5年7月20日（木）午後5時までに必着であるものを有効とする。

なお、参加申込書類受付後に県から発行する納入通知書により、県が定めた金額の入札保証金を入札書提出までに納付しなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県危機管理局災害対策課 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2-1及び次のインターネット上のホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/auct-hp/d00213508.html>

(2) 期間

令和5年7月4日(火)から令和5年7月20日(木)まで
県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 現地説明を行う場所及び日時

(1) 日時

令和5年7月13日(木) 午後1時30分～

(2) 場所

加賀エアロシステム株式会社敷地内格納庫(和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地)

(3) 申込

説明会に参加するには、令和5年7月11日(火)午後5時までに、16(1)和歌山県危機管理局災害対策課に電子メールで、氏名(法人にあっては法人名及び担当者名)、参加人数、連絡先を記入のうえ、申込みを行うこと。なお、説明会への参加申込みがない場合は、現地説明会を行わない。

7 一般競争入札等の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2-1 和歌山県庁南別館2階 205 防災研修室

(2) 入札日時

令和5年8月3日(木) 午後1時30分から

(3) 開札日時

(2)と同じ

8 入札の方法

(1) 期日入札

(2) 郵送等による入札書の提出は認めない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を指定された納付方法(県が発行する納入通知書)により納付しなければならない。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後還付する。落札者には、落札者が仮契約を締結しない場合または落札者の申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付する。

(4) 落札者が次項の契約締結期限までに仮契約を締結できなかった場合は、入札保証金は和歌山県に帰属する。

10 契約及び契約保証金に関する事項

この物件は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和歌山県条例第1号。)」第3条の規定により和歌山県議会の承認が必要となるため、以下の取扱いとする。

(1) 仮契約

落札者は、令和5年8月18日(金)までに仮契約を締結することとし、期限までに仮契約を締結しない場合その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することとする。

(2) 本契約

入札日後直近の和歌山県議会における議決日をもって、仮契約を本契約とみなす。なお、「入札日後直近の和歌山県議会」は、令和5年9月議会を予定している。

(3) 契約保証金

落札者は、入札日後直近の和歌山県議会における議決後、ただちに契約保証金として契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ）に相当する金額を納めなければならない。

11 売払代金の納入

契約を締結した者は、入札日後直近の和歌山県議会における議決後の翌日から起算して15日以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を県の収納機関に納付しなければならない。なお、契約保証金は売買代金に充当することができる。

12 入札の無効

本公告に示した必要な資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

13 落札者の決定の方法

入札終了後、和歌山県は開札を行い、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

14 入札当日必要となるもの

(1) 入札保証金納入に係る領収書の写し

(2) 本人確認証明書等

ア 入札者が個人の場合 運転免許証の写し等

入札者が法人代表者の場合 運転免許証の写し等及び登記事項全部証明書

入札者が代理人の場合 代理人の運転免許証の写し等

(入札者が法人の場合には、併せて登記事項全部証明書)

(3) 委任状(入札者が代理人の場合に限る。)

15 使用等の禁止

契約を締結した者は、契約締結の日から5年間、売買物件を暴力団又は暴力団員等の活動等の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

16 その他

(1) 入札及び契約に関する事務または仕様書の内容に関することを担当する部局の名称及び所在地

入札、契約及び仕様書に関する事務

和歌山県危機管理局災害対策課

電話番号 073-441-2262

ファックス番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0119001@pref.wakayama.lg.jp

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 契約書作成の要否

要